

令和7年9月5日付けにて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年（2025年）9月5日

北海道海外旅行促進事業実行委員会委員長 飯田 雅晴

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において北海道海外旅行促進事業実行委員会が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年（2025年）9月5日に一般競争入札の公告を行う「海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）委託業務」

（2）資格

海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）委託業務に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）委託業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（8）過去2年間に、国又は地方公共団体と情報発信業務に関する契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。

（9）道内に本店又は事業所を有する法人であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和7年9月10日から令和7年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。

（2）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道海外旅行促進事業実行委員会のホームページ (<https://www.kitanokuni-kai.gai.jp/>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道海外旅行促進事業実行委員会事務局

(北海道総合政策部航空港湾局航空課)

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5955